

平成 19 年 12 月 12 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号

六本木ヒルズ森タワー

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人

代表者名 執行役員

鈴木 博之

(コード番号：8981)

資産運用会社

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社

代表者名 代表取締役

鈴木 博之

問合せ先 管理本部長

板橋 昇

TEL. 03-6439-0333

資産運用会社における金融商品取引業の登録申請書類の提出及び
業務の方法の変更に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、本日開催の取締役会において証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法第 65 号）附則（以下「附則」といいます。）第 159 条第 2 項の規定に基づき、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 29 条の 2 に規定する金融商品取引業（投資運用業）の登録申請書類を提出すること及びこれにあわせて、業務の方法の変更を行うことを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 登録申請書類提出の理由

資産運用会社が附則第 159 条第 1 項により投資運用業の登録を受けたものとみなされることに伴い、資産運用会社は、附則第 159 条第 2 項の規定に基づき、登録申請書類を金商法の施行日（平成 19 年 9 月 30 日）より 3 ヶ月以内に提出する必要があるためです。

2. 資産運用会社の業務の方法の変更内容

1) 金商法及び金融商品取引業に関する内閣府令に基づき

① 「業務運営に関する基本原則」、「業務執行の方法」等を明確化し、

② 「業として行う金融商品取引行為の種類」、「苦情の解決のための体制」等を追加します。

2) 運用対象資産の種類について規約の記述にあわせませす。

3) 金商法の施行、投資信託及び投資法人に関する法律及びその施行令の改正に伴い必要な字句の修正を行い、その他項目、字句、条数等の修正を行います。

3. その他

登録申請書は、本日以降速やかに提出する予定です。また上記業務の方法の変更は、登録申請書類の受理を条件として行うものです。

以上

* 本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.jhrth.com/>